

町内会・自治会長 様

盛岡市長 内 館 茂

令和 9 年度盛岡市地域防犯カメラ設置費補助事業に係る意向調査について（お知らせ）

日頃から、防犯パトロールの実施など地域の安全対策に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを推進するため、地域防犯カメラを設置する町内会等に対し、経費の一部を補助する地域防犯カメラ設置費補助事業を実施しております。

この度、令和 9 年度当初予算の積算に当たり、設置の意向を把握したいので、令和 9 年度中に本事業の活用を検討されている町内会等におかれましては、次のとおり、意向調書を御提出くださいますようお願いいたします。

記

1 対象事業等

別紙「盛岡市地域防犯カメラ設置費補助金の概要について」のとおり。

2 提出書類

盛岡市地域防犯カメラ設置費補助金に係る意向調書

3 提出方法及び提出期限等

- (1) 提出方法 電子メール、ファックス、郵送又は窓口への持参により、御提出をお願いします。
- (2) 提出期限 令和 8 年 10 月 9 日（金曜日）午後 5 時 必着
- (3) 提 出 先 〒020-8530 盛岡市内丸12番 2 号 盛岡市役所本庁舎本館 6 階 くらしの安全課
電子メール：kurasi@city.morioka.iwate.jp ファックス：019-622-6211
- (4) そ の 他 様式は、市公式ホームページからもダウンロードできます。トップページから、「暮らし・届け出 > 市民活動 > 自治会・地縁団体 > 町内会・自治会長あて文書について」又は「広報 I D 検索：1037250」により、該当ページにお進みください。

4 留意事項

- (1) 意向調書の内容どおりに補助金を交付することを約束するものではありません。地域防犯カメラの設置場所における防犯効果等を総合的に判断し、補助金を交付する町内会等を決定します。
- (2) 令和 9 年度中に防犯カメラの設置工事が完了する事業が補助金の対象となります。
- (3) 御提出いただいた意向調書に基づき、現地確認等を行います。日程及び内容については、調書の提出があった町内会等あて個別に御連絡しますので、立会いをお願いいたします。
- (4) 補助金の交付を希望しない町内会等におかれましては、意向調書の提出は不要です。

担当：市民部くらしの安全課 地域安全係 高西（たかにし） 電話 019-603-8008（係直通）
